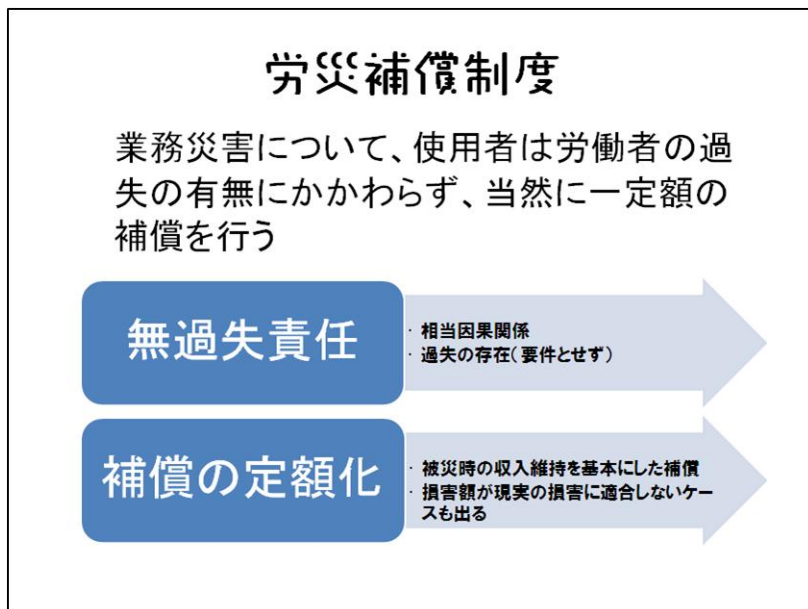


10-2 労災補償制度とその特徴



労災補償制度

業務災害について、使用者は労働者の過失の有無にかかわらず当然に一定額の補償を行わなければならない。

補償は、職業その他個人的事情を捨象し、定額化されている。このように、労災補償制度は、無過失責任と補償の定額化に、その特徴がある。

無過失責任

労災民訴による損害賠償請求においては、①相当因果関係に加えて②過失（使用者の注意義務違反）の存在が要件となるのに対し労災補償制度においては②の過失の存在は要求されない。この点が労災補償制度の大きな特徴である。労災事故がそもそも、使用者が労働者を雇用して営利活動を追求する過程で発生するものである以上、利益帰属主体である使用者に当然に（一定範囲の）損害を補償させるべきだとする考えがあり、それが労災補償制度の無過失責任制を形成してきたとされる。

補償の定額化

被災時の給付基礎日額（平均賃金）収入の維持を基本にした補償であって、補償額が現実の損害に適合しないケースが生じる。（ピアニストの指）